

茨城県報

号 外

昭和50年9月4日

木 曜 日

(明治35年3月17日)
(第三種郵便物認可)

目 次

告 示

ページ

- 農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正(農業経済課)..... 1
- 計量器定期検査執行区域等の指定(計量検定所)..... 3
- 計量器定期検査の執行(")..... 5

(公安委員会)

- 交通規制の一部改正..... 6

告 示

茨城県告示第936号

農業近代化資金利子補給金交付規程(昭和36年茨城県告示第1252号)の一部を次のように改正する。

昭和50年9月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

第1条中「行なう」を「行う」に改める。

第3条第1項の表中

5 削 除			
6 農林大臣の定める規模をこえない規模の農地又は牧野の改良又は造成に必要な資金	年 4 %	年 4 %	年 3 %
7 診療施設, 農事放送施設, 水道施設, その他農村における環境の整備のために必要な施設資金	—	年 2.5 %	年 1.5 %
8 ア 農 林 大 臣 の 定 め る 要 件 を 満 た す 肥 育 牛, 肥 育 豚 又 は 鶏 の 購 入 資 金	年 3 %	—	—
イ 肥 育 牛 の 育 成 に 必 要 な 資 金	年 3 %	—	—
ウ 農林大臣の定める要件を満たす花木の植栽又は育成資金	年 3 %	年 2.5 %	年 1.5 %

を

エ 内水面養殖施設の改良, 造成又は取得に必要な資金	年 3 %	年 2.5 %	年 1.5 %
オ 薬用人参の植栽又は育成に必要な資金	年 3 %	年 2.5 %	年 1.5 %
カ 観光農業施設の改良造成又は取得に必要な資金	年 3 %	年 2.5 %	年 1.5 %
キ 特定の農家住宅の改良造成又は取得に必要な資金	年 3 %	—	—

5 農林大臣の定める規模をこえない規模の農地又は牧野の改良又は造成に必要な資金	年 4 %	年 4 %	年 3 %
6 診療施設, 農事放送施設, 水道施設, その他農村における環境の整備のために必要な施設資金	—	年 2.5 %	年 1.5 %
7 ア 農林大臣の定める要件を満たす肥育牛, 肥育豚又は鶏の購入資金	年 3 %	—	—
イ 肥育牛の育成に必要な資金	年 3 %	—	—
ウ 農林大臣の定める要件を満たす花木の植栽又は育成資金	年 3 %	年 2.5 %	年 1.5 %
エ 内水面養殖施設の改良, 造成又は取得に必要な資金	年 3 %	年 2.5 %	年 1.5 %
オ 薬用人参の植栽又は育成に必要な資金	年 3 %	年 2.5 %	年 1.5 %
カ 観光農業施設の改良造成又は取得に必要な資金	年 3 %	年 2.5 %	年 1.5 %
キ 特定の農家住宅の改良造成又は取得に必要な資金	年 3 %	—	—
ク さとうきびの植栽又は育成に必要な資金	年 3 %	—	—
ケ 中核農家規模拡大初度的経営に必要な資金	年 3 %	—	—

改め, 同条第2項中「かかる」を「係る」に改める。

第4条中「行なう」を「行う」に改める。

第8条中「すみやか」を「速やか」に改める。

第9条第1項中「かかる」を「係る」に、「行なつた」を「行つた」に改める。

様式中「かかる」を「係る」に、「または」を「又は」に改める。

茨城県告示第937号

岩井市、高萩市、北茨城市、行方郡各町村及び真壁郡各町村に対する計量器定期検査執行につき、計量法第141条及び第142条の規定により執行区域、器物提出の日時及び場所を次のとおり指定し、計量法第143条の規定により公示する。ただし、計量法第139条第1項ただし書に該当する計量器は提出を要しない。

昭和50年9月4日

茨城県計量検定所長 畑 山 桂

執行区域	器 物 提 出 の 日 時	器 物 提 出 の 場 所
岩 井 市	昭和50年10月7日 (午前10時から " 11時30分まで)	岩 井 市 (七重地区) 臨時計量検査所
	" " " (午後1時から " 3時まで)	" (弓馬田地区) "
	" " 8日 (午前9時30分から " 11時30分まで)	" (飯島地区) "
	" " " (午後1時から " 3時まで)	" (神大実地区) "
	" " 9日 (午前9時30分から " 11時30分まで)	" (長須地区) "
	" " " (午後1時から " 3時まで)	" (中川地区) "
	" " 13日 (午前10時から " 11時30分まで)	" (七郷地区) "
	" " " (午後1時から " 3時まで)	" (岩井地区) "
	" " 14日から (午前9時30分から " 15日まで (午後3時まで)	" (") "
	" " 20日から (" " " 24日まで (")	茨 城 県 計 量 検 定 所
高 萩 市	" " 14日から (午前10時から " 15日まで (午後3時まで)	高萩市 (高萩地区) 臨時計量検査所
	" " 16日 (午前10時から " 11時30分まで)	" (") "
	" " " (午後1時から " 3時まで)	" (松岡地区) "
	" " 17日から (午前10時から " 20日まで (午後3時まで (10月18日, 19日を除く)	" (高岡地区) "
	" " 21日 (" " " ")	" (高萩地区) "
	" " 27日から (" " " 31日まで (")	茨 城 県 計 量 検 定 所
	" " 27日 (午前9時30分から " 午後3時まで)	北茨城市 (中郷地区) 臨時計量検査所
	" " 28日 (" " " ")	" (華川地区) "
	" " 29日 (" " " ")	" (関本地区) "

北茨城市	"	"	30日	(")	"	(平潟地区)	"
	"	"	31日	(")	"	(大津地区)	"
	"	"	11月4日	(")	"	(")	"
	"	"	5日	(")	"	(関南地区)	"
	"	"	6日から(午前10時から 10日まで(午後3時まで (11月8日, 9日を除く)	)	"	(磯原地区)	"
	"	"	17日から(") 21日まで	"	茨城県計量検定所		
麻生町	"	"	10日	(")	麻生町(麻生地区)臨時計量検査所		
	"	"	11日	(午前9時30分から 午後3時まで	"	(")	"
	"	"	12日	(午前9時30分から " 11時30分まで	"	(大和地区)	"
	"	"	"	(午後1時から " 3時まで	"	(太田地区)	"
	"	"	13日	(午前9時30分から 午後3時まで	"	(小高地区)	"
	"	"	14日	(")	"	(行方地区)	"
牛堀町	"	"	17日	(午前10時から 午後3時まで	牛堀町(香澄地区)臨時計量検査所		
	"	"	18日	(午前9時30分から 午後3時まで	"	(八代地区)	"
潮来町	"	"	19日	(")	潮来町(潮来地区)臨時計量検査所		
	"	"	20日	(")	"	(")	"
	"	"	21日	(午前9時30分から " 11時30分まで	"	(津和地区)	"
	"	"	"	(午後1時から " 3時まで	"	(大生原地区)	"
	"	"	25日	(午前10時から 午後3時まで	"	(延方地区)	"
北浦村	"	"	26日	(午前9時30分から 午後3時まで	北浦村(津澄地区)臨時計量検査所		
	"	"	27日	(午前9時30分から " 11時30分まで	"	(要地区)	"
	"	"	"	(午後1時から " 3時まで	"	(武田地区)	"
玉造町	"	"	12月1日	(午前10時から 午後3時まで	玉造町(玉造地区)臨時計量検査所		
	"	"	2日	(午前9時30分から " 11時30分まで	"	(")	"
	"	"	"	(午後1時から " 3時まで	"	(立花地区)	"
	"	"	3日	(午前9時30分から " 11時30分まで	"	(現原地区)	"
	"	"	"	(午後1時から " 3時まで	"	(手賀地区)	"
	"	"	4日	(午前9時30分から 午後3時まで	"	(玉川地区)	"
行方郡 全町村	"	"	15日から(") 19日まで	"	茨城県計量検定所		
協和町	"	"	11月19日から(午前10時から 20日まで(午後3時まで	)	協和町(新治地区)臨時計量検査所		
	"	"	21日	(午前10時から " 11時30分まで	"	(小栗地区)	"

	"	"	"	(午後1時から " 3時まで)	"	(古里地区)	"
大 和 村	"	"	25日	(午前10時から " 11時30分まで)	大 和 村 (雨引地区) 臨時計量検査所		
	"	"	"	(午後1時から " 3時まで)	"	(大国地区)	"
真 壁 町	"	"	26日	(午前9時30分から " 11時30分まで)	真 壁 町 (樺穂地区) 臨時計量検査所		
	"	"	"	(午後1時から " 3時まで)	"	(真壁地区)	"
	"	"	27日	(午前9時30分から 午後3時まで)	"	(")	"
	"	"	28日	(午前9時30分から " 11時30分まで)	"	(谷貝地区)	"
	"	"	"	(午後1時から " 3時まで)	"	(紫尾地区)	"
明 野 町	"		12月1日	(午前10時から 午後3時まで)	明 野 町 (大村地区) 臨時計量検査所		
	"	"	2日	(午前9時30分から " 11時30分まで)	"	(長瀆地区)	"
	"	"	"	(午後1時から " 3時まで)	"	(村田地区)	"
	"	"	3日	(午前9時30分から 午後3時まで)	"	(鳥羽地区)	"
	"	"	4日	(")	"	(上野地区)	"
関 城 町	"	"	8日	(午前10時から 午後3時まで)	関 城 町 (関本地区) 臨時計量検査所		
	"	"	9日	(午前9時30分から " 11時30分まで)	"	(河内地区)	"
	"	"	"	(午後1時から " 3時まで)	"	(黒子地区)	"
真 壁 郡 全 町 村	"	"	15日から	(午前9時30分から	茨 城 県 計 量 検 定 所		
	"	"	19日まで	午後3時まで)			

茨城県告示第938号

岩井市、高萩市、北茨城市、竜ヶ崎市、取手市、行方郡各町村、真壁郡各町村、新治郡桜村、新治郡千代田村、新治郡出島村、稲敷郡阿見町、稲敷郡牛久町、稲敷郡美浦村、稲敷郡新利根村、稲敷郡河内村、鹿島郡銚田町及び鹿島郡神栖町に対し、計量法第142条ただし書に該当する計量器の定期検査を執行するので、計量法第143条の規定により次のとおり公示する。

昭和50年9月4日

茨城県計量検定所長 畑 山 桂

1 定期検査実施の期日

昭和50年10月7日から昭和50年12月19日まで

2 定期検査実施の場所

計量器の所在の場所

茨城県公安委員会告示第35号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第4条第1項の規定により、茨城県公安委員会が行う交通規制(昭和45年茨城県公安委員会告示第9号)の一部を次のように改正する。

昭和50年9月4日

茨城県公安委員会委員長 豊 崎 昇

別表第12 水戸警察署管内の表中14の項を次のように改める。

14	国 道 6号線	東茨城郡茨城町大字小幡24番の16先 から同郡同町大字奥の谷1967番先ま で(美野里町、茨城町境界から奥の 谷坂上交差点まで)	約 4,100	50	終 日	高速車 及 び 中速車
----	------------	---	---------	----	-----	-------------------

同表中 171の項の次に次のように加える。

172	国 道 6号線	東茨城郡茨城町大字長岡3118番先 から同郡同町同字3475番先まで (大戸入口交差点から丸木屋電気商 会前まで)	約 1,000	50	終 日	高速車 及 び 中速車
-----	------------	--	---------	----	-----	-------------------

同表 勝田警察署管内の表中1の項を次のように改める。

1	国 道 6号線	那珂郡東海村大字石神外宿1440番先 から同郡同村同字1570番先まで (照沼自転車店前から榎橋まで)	約 1,000	40	終 日	高速車 及 び 中速車
---	------------	---	---------	----	-----	-------------------

同表中 53の項を次のように改める。

53	国 道 6号線	勝田市大字枝川1496番の1先から同 市大字佐和2544番先まで(新早戸川 橋から勝田市、那珂町境界まで)	約 8,700	50	終 日	高速車
----	------------	---	---------	----	-----	-----

同表中 72の項の次に次のように加える。

73	国 道 6号線	那珂郡東海村大字舟石川 643 番先 から同郡同村大字石神外宿1440番先 まで(那珂町、東海村境界から照沼自 転車店前まで)	約 3,300	50	終 日	高速車
----	------------	--	---------	----	-----	-----

同表 日立警察署管内の表中16から18までの項を次のように改める。

16	国 道 6号線	日立市下土木内町70番先から同市神 田町1301番先まで(黒沢方前から神 田町交差点まで)	約 950	50	終 日	高速車 及 び 中速車
17	国 道 6号線	日立市折笠町 222 番の7先から同市 川尻町2456番先まで(篠原方西側か ら小貝浜ドライブイン前まで)	約 1,800	50	終 日	高速車 及 び 中速車
18	国 道 6号線	日立市城南町3丁目3番31号先から 同市宮田町3丁目1番15号先まで (常陽銀行児平支店前から神峰公園 入口まで)	約 3,400	30	終 日	高速車 及 び 中速車

同表中 74の項の次に次のように加える。

75	国 道 6 号線	日立市大和田町3242番先から同市石名坂町1番先まで (茂宮川橋から太田街道入口交差点まで)	約 1,000	50	終 日	高速車 及 び 中速車
76	国 道 6 号線	日立市滑川町 707 番先から同市滑川町1983番先まで (滑川交差点から神峯精機製作所前まで)	約 1,000	50	終 日	高速車 及 び 中速車
77	国 道 6 号線	日立市本宮町 1 丁目 6 番15号先から同市滑川町 723 番の 2 先まで (神峰公園入口から滑川交差点まで)	約 1,000	40	終 日	高速車 及 び 中速車

同表 高萩警察署管内の表中1及び2の項を次のように改める。

1	国 道 6 号線	多賀郡十王町大字伊師2138番先から高萩市高浜町 3 丁目90番先まで (花貫三差路から稲村橋まで)	約 1,000	50	終 日	高速車 及 び 中速車
2	国 道 6 号線	北茨城市関南町神岡上 327 番先から同市平潟町638番の 1 先まで (田谷材木店前から県境まで)	約 2,900	50	終 日	高速車 及 び 中速車

同表中 14及び15の項を次のように改める。

14	国 道 6 号線	高萩市大字赤浜 999 番先から北茨城市中郷町足洗 380 番先まで (日立通商前から丸勇商事前まで)	約 1,400	50	終 日	高速車 及 び 中速車
15	国 道 6 号線	北茨城市中郷町足洗 783 番先から同市中郷町下桜井 974 番先まで (丹野商店前から根本理容所前まで)	約 1,600	50	終 日	高速車 及 び 中速車

同表中 22の項の次に次のように加える。

23	国 道 6 号線	高萩市高浜町 3 丁目90番先から同市東本町 4 丁目77番先まで (稲村橋から玉川橋まで)	約 2,250	40	終 日	高速車 及 び 中速車
24	国 道 6 号線	高萩市東本町 4 丁目77番先から同市大字赤浜1309番先まで (玉川橋からレストラン琥珀前まで)	約 2,550	50	終 日	高速車 及 び 中速車
25	国 道 6 号線	北茨城市中郷町下桜井 974 番先から同市磯原町磯原1576番先まで (根本理容所前から高橋方前まで)	約 1,900	40	終 日	高速車 及 び 中速車
26	国 道 6 号線	北茨城市磯原町磯原1576番先から同市関南町神岡上83番先まで (高橋方前から富士ドライブイン前まで)	約 1,000	50	終 日	高速車 及 び 中速車

同表 竜ヶ崎警察署管内の表中7の項を次のように改める。

7	国 道 6 号線	稲敷郡牛久町大字田宮54番先から同郡同町大字東大和480番先まで (小野田商店前からたかま商店牛久工場前まで)	約 2,650	40	終 日	高速車 及 び 中速車
---	-------------	---	---------	----	-----	-------------------

同表中 37の項の次に次のように加える。

38	国 道 6 号線	稲敷郡牛久町大字東和田 480 番先 から同郡同町同字10番先まで (たかま商店牛久工場前から牛久町 土浦市境界まで)	約 1,100	50	終 日	高速車 及 中速車
----	-------------	--	---------	----	-----	-----------------

同表 土浦警察署管内の表中1の項を次のように改める。

1	国 道 6 号線	土浦市荒川沖 5 番の97先から同市荒 川沖 461 番先まで (牛久町土浦市境 界から三菱石油荒川沖給油所前ま で)	約 2,000	50	終 日	高速車 及 中速車
---	-------------	--	---------	----	-----	-----------------

同表中 114の項の次に次のように加える。

115	国 道 6 号線	土浦市荒川沖 461 番先から同市下高 津1258番の 4 先まで (三菱石油荒川 沖給油所前から菊ノ屋食堂前まで)	約 5,900	40	終 日	高速車 及 中速車
-----	-------------	--	---------	----	-----	-----------------

同表 石岡警察署管内の表中1及び2の項を次のように改める。

1	国 道 6 号線	新治郡千代田村大字上稲吉1831番の 6 先から同郡同村大字下土田1150番 先まで (千代田商会前から鈴木観光 農園前まで)	約 4,900	50	終 日	高速車
2	国 道 6 号線	新治郡千代田村大字下土田1150番先 から東茨城郡美野里町大字堅倉 995 番先まで (鈴木観光農園前から美野 里診療所前まで)	約 13,700	40	終 日	高速車 及 中速車

同表中 74の項の次に次のように加える。

75	国 道 6 号線	東茨城郡美野里町大字堅倉 995 番先 から同郡同町大字西郷地1376番先ま で (美野里診療所前からまるみ食堂 前まで)	約 3,000	50	終 日	高速車 及 中速車
----	-------------	--	---------	----	-----	-----------------

同表 取手警察署管内の表中68の項の次に次のように加える。

69	国 道 6 号線	取手市大字井野1418番先から同市同 字2827番の 2 先まで (北総スタンド 前から井野歩道橋まで)	約 700	50	終 日	高速車 及 中速車
70	国 道 6 号線	取手市大字桑原1414番先から北相馬 郡藤代町大字谷中20番先まで (レストラン山忠前から茨城レミコ ン前まで)	約 1,800	50	終 日	高速車 及 中速車

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 7 0 0 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所